

1. 令和5年度当初予算案及び令和4年度2月補正予算案について

令和5年度当初予算案及び令和4年度2月補正予算案は、昨年12月定例会で議決された京都府総合計画の改定を踏まえ、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく施策が力強いスタートを切るために必要な予算案として編成され、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を府民の皆様実感していただく第一歩となるものであり、高く評価する。

2. 本府の子育て支援の更なる拡充について

質問要旨

我が党は、結党以来、子ども最優先の視点に基づく多くの子育て施策を実現し、昨年11月には、想定よりも7年程度早く少子化が進んでいるとの認識から「子育て応援トータルプラン」を発表した。また、本年4月に「こども家庭庁」が発足し、全ての子ども達に寄り添った政策の展開が可能になると期待するが、本府の子育て支援の更なる拡充に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 知事が最も注力してきた取組の一つである、子育て環境日本一を目指す取組について、国が後押しする形で「異次元の少子化対策」を示す中、今後どのように展開するのか。
- (2) 少子化に歯止めがかからない本府において、令和5年度は大きな転換期であり、子育て医療費助成制度や私立高校無償サポート、多子世帯への支援、手続きの電子申請化等により、子育ての負担軽減をさらに加速すべきと考えるがどうか。
- (3) 「こども家庭庁」設置に伴い、課題認識から解決に至る政策立案・実施までをより迅速に進めるための体制強化が必要であり、段階的にでも、「こども家庭部」のような部局を設置し、こどもまんなか社会・京都を目指すべきと考えるがどうか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

小鍛治議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、今回の予算案に対しまして高い評価をいただき、厚く御礼を申し上げます。

子育て環境日本一の取組についてでございます。

私は、5年前の知事就任後、「子育て環境日本一」を府政の最重要課題として位置付け、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまでの切れ目のない支援を行いながら、オール京都で、子育てにやさしい風土づくり、まちづくり、職場づくりに取り組んでまいりました。

また、国に対しましても、こうした京都府の「子育て環境日本一」の取組をお伝えし、こども・子育て施策の充実を訴えてきたところでございます。

さらに、昨年改定した総合計画においては、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、「子育て環境日本一」の取組を進化させていくことを掲げたところでございます。

こうした中、今年に入り、岸田総理が、こども・子育て政策の強化を表明されました。

京都府としては、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、これまでの取組を進化させるべく、本年秋頃までに「子育て環境日本一推進戦略」を改定してまいりたいと考えております。

次に、子育ての負担軽減についてでございます。

「社会で子どもを育てる京都」は、私自身、様々な方との対話を重ねる中で、「社会全体が子育ての主体として、負担や苦勞、喜びを分かち合う」という将来の到達点として掲げたものでございます。

国全体がそのような社会になることも見据え、まずは京都から「社会で子どもを育てる」第一歩を踏み出したい、との思いから、総合計画の初年度である令和5年度当初予算案において、「子育て支援医療助成」制度の拡充、「子どもの教育のための総合交付金」制度の創設などを盛り込んでいるところでございます。

「子育て支援医療助成」制度の拡充につきましては、子育て家庭における経済的負担を軽減させるため、子どもの通院に伴う医療費の自己負担上限額を1医療機関当たり、月額200円とする対象を小学校卒業まで拡充するものでございます。

軽減された市町村の財源負担分については、市町村における子育て施策の充実に使っていただくことによりまして、京都府全体としての子育て施策の充実につなげてまいりたいと考えております。

また、「子どもの教育のための総合交付金」制度については、府民ニーズを一番近くで捉えている市町村の実情に応じたきめ細かな施策を後押しすることとしており、例えば、地産地消のための食材の割り増し経費への支援や、特別な支援を要する児童生徒への対応など、教育を受ける子どもたちやその保護者の皆様に「京都の教育は良くなった」と実感いただけるように取り組むものでございます。

これらの取組は、全国でもトップクラスの取組と考えており、国全体に波及させるべく、国に訴えてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援における京都府の組織体制についてでございます。

「子育て環境日本一」の実現に向けては、関係部局が緊密に連携することが不可欠であるとの考えから、知事就任後の平成30年度に、私を本部長とする「子育て環境日本一推進本部」を設置いたしました。

また、令和2年度には、政策企画部内に、政策立案・総合調整機能の司令塔となる総合政策課を創設し、令和4年度には、総合政策室へと再編したところでございます。

「社会で子どもを育てる京都」の実現に向けては、これまで以上に幅広い分野の連携が不可欠なことから、令和5年度には、政策企画部を「総合政策環境部」に再編して総合調整機能を更に強化したいと考えております。

また、その推進役となります新たな職を設置して、各部局との連携・推進体制を強化したいと考えておりまして、オール京都の体制である「京都府子育て環境日本一推進会議」を中心に、企業や団体等との連携による取組を進めてまいりたいと考えております。

3. 府立学校における空調整備について

質問要旨

府立学校の空調整備事業は、1989年から順次開始され、2017年の全国調査では、京都市も含めた高等学校の普通教室で100%、特別教室では60%という全国第2位の整備状況となった一方、全国に先駆けて取組を進めてきたことによる老朽化の影響が危惧されるが、府立学校における空調整備に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

- (1) コロナ禍による窓を開けながらの冷暖房稼働は、老朽化している空調設備に大きな負荷をかけており、設備の故障や授業等への影響が懸念されるとともに、地球温暖化対策や電気代等の光熱費高騰への対応の観点からも、早急な設備の更新が必要と考える中、令和5年度当初予算案において設備更新予算の増額が提案されているが、これまでの更新状況はどうか。また、耐用年数13年が経過した空調設備の今後の更新についてどのように進めていこうとしているのか。
- (2) SNS等を活用し、府民によりわかりやすく府立学校の先進的な取組を発信することも必要と考えるがどうか。

答弁

(教育長答弁)

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

府立学校における空調設備についてでございます。

府立学校の施設整備につきましては、これまで、耐震改修や生徒のニーズが高いトイレの洋式化等に重点的に取り組んできたことから、全国に先駆けて設置いたしました空調設備は、約6割が耐用年数を超えながら稼働している状況でございます。

加えて、コロナ禍において換気をしながら高負荷を掛け空調を稼働していることから、故障の増加が危惧されており、それらに対応するため、来年度より集中的に更新を進めることとし、令和5年度に必要な経費を今定例会に提案している予算案に盛り込んだところでございます。

空調設備の更新に当たりましては、普通教室と特別教室等に環境にも配慮された省エネ対応の新しい設備を導入することとし、これまで年間3校程度であった更新箇所数を約7倍となる20校程度とするなど、大幅に更新ペースをあげる計画としております。

また、空調更新の状況について、HP等を活用し、保護者を始め、府民の皆様によりわかりやすく情報発信してまいります。

府教育委員会といたしましては、近年の猛暑やコロナ禍において、児童生徒の命と健康を守る教育環境を確保するためにも、老朽化した空調設備の迅速な更新は不可欠であると考えており、工事と学校教育活動の両立を図りながら、3年間での更新完了を目指し、安心安全で快適な学校環境の整備をしっかりと進めてまいります。

4. 学校の校則について

質問要旨

国において校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まりとされているが、昭和から平成、令和へと変遷し、時代錯誤となっているものも多くあると考える中、学校の校則に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

- (1) 国の生徒指導提要が12年ぶりに改訂され、校則が学校HPでの公開により見える化されることとなった。他校との比較も容易となるため、これまで以上に議論が活発化し、服装やみだしなみの規定を含む見直しが進むと考えるが、府立学校の校則の時代への適合状況も踏まえた、想定する見直しや対応についてはどうか。
- (2) 服装やスマートフォンの持込み、使用方法等については、府教育委員会として府民にわかりやすく伝える取組も必要と考えるがどうか。

答弁

(教育長答弁)

次に、学校の校則についてでございます。

議員御紹介のとおり、国において、生徒指導提要が、令和4年12月に改訂されました。

その中で、校則に関しては、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、その意義を適切に説明できないものは学校の教育目標に照らして絶えず見直しを行い、制定に当たっては、生徒の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することが求められております。

府教育委員会におきましては、令和元年度以降、時代の変化に対応していない校則については指導を行い、見直し状況の把握に努めてまいりました。

また、この度の生徒指導提要の改訂を受け、現在の校則が、教育的であるか、法令や社会通念に照らして適切であるか、について、改めて検証・見直しを行うよう各校に指示したところでございます。

校則は、各校の生徒像、社会状況等を踏まえ教育目標を実現すべく定められるものであり、生徒が自校の校則を通して自らの態度や生活について自発的に考え、守れるようにすべきものと考えております。

このため、単なる校則の中身の見直しではなく、その過程も含めて、それぞれの学校文化として捉え、各校において生徒や保護者の声も反映させながら見直しを図っていくものと想定しております。

既に、議員御紹介の府立海洋高校や、府立鳥羽高校などでは、生徒会を通じて生徒の意見を聴取して検討し、頭髪に関する規定を見直した、との報告を受けております。他の高校においても、

こうした取組が進むよう、引き続き指導してまいります。

次に、校則を府民の方に伝える取組についてであります。府立高校における教育への理解を一層深めていただくために、まず、校則をいつでも確認できるよう、今年度中を目途に、各校のホームページにおいて公開することとしております。

さらに、府教育委員会のホームページにおいて、各校の校則を確認しやすく表示するとともに、校則の意義や府立高校における見直しの経過、具体的取組事例なども併せて発信してまいりたいと考えております。

府教育委員会といたしましては、保護者や地域の方々の共通理解のもとで、各校が常に見直しの視点を持って、校則が今後とも教育目標の実現と生徒の主体的・自立的な行動を促すものとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。

5. 災害時におけるペットとの同行・同伴避難について

質問要旨

ペットの同行可否の分かりづらさ等からペットがいることで避難をためらう府民も多くいる中、災害時におけるペットとの同行・同伴避難に関し、次の諸点について知事の所見を伺いたい。

- (1) 現在、府内の市町村が設置する指定避難所は1,158箇所と聞くと聞くと、同行避難が可能な避難所の整備はどの程度進んでいるのか。
- (2) 同行避難の可否については各市町村のHPで周知されるが、可能と表記のない避難所は、今後同行避難が可能となる余地があるのか否か等が不明であり、ペットとの避難を希望する方に不安を与えると考える。より府民にわかりやすく、丁寧に広報し、周知徹底すべきと考えるがどうか。また、同行避難ができない箇所の理由や課題についての認識はどうか。
- (3) 本府は、全国で初めて府市協調で動物愛護センターを開設し、動物愛護憲章を制定しているが、災害時のペットとの同伴避難についての考えはどうか。また、同伴避難所整備に向けた調査を開始するため、協議会等を設置し、モデル的なエリアでの運用等を含め検討すべきと考えるがどうか。

答弁

災害時におけるペットとの同行・同伴避難についてでございます。

まず、ペットとの同行避難についてでございますが、災害時の避難者の中には、家族同様にペットと一緒に避難することを望まれる方がいる一方、動物アレルギーの方や動物の臭いや鳴き声などが苦手な方もおられます。

議員御指摘のような、ペットと同行避難する方が他の避難者とのトラブルをおそれ、避難が遅れるという事態を防止するためには、平時から市町村や関係団体と連携し、災害時のペットの取扱いについて検討しておくことが必要であると考えております。

そのため、京都府では市町村に対し、ペットとの同行に対応できる避難所の確保について、地域防災計画に盛り込むよう助言を行ってきたところでございます。

その結果、令和4年4月1日現在、府内の指定避難所1,158箇所のうち、631箇所の避難所においてペットとの同行避難が可能となっております。

現在、ペットとの同行避難が可能な施設一覧については、京都府のホームページにおいてお知らせしているところでございます。

今後も、総合防災訓練や動物愛護フェスティバル等のイベントにおいて広く周知してまいりますとともに、市町村に対しても、ペットとの同行避難が可能な避難所の整備状況などを住民に丁寧に周知するよう求めてまいりたいと考えております。

また、市町村によっては、

- ・避難場所の敷地が狭く、ペット専用スペースやテント設置場所の確保が困難であることや、
- ・ケージ等の準備が十分に整っていないこと

などから、同行避難所の設置が進んでいないところもあり、引き続き、ペット専用スペースやテントの設置について機会あるごとに働きかけてまいりたいと考えております。

次に、ペットとの同伴避難についてでございます。

ペットを避難所内に同伴させることは、ペットとの避難を希望される方にとっては、ペットの様子を常に把握できることで安心につながる一方、他の避難者とのトラブルを避けるためには、同行避難所より更に広いスペースが必要となるなど、多くの課題がございます。

現在、府内の指定避難所のうち、ペットとの同行が可能な避難所の設置割合が半数強に留まっていることを踏まえ、まずは同行避難が可能となる避難所数を増やすことを優先して取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、同伴避難のあり方につきましても、議員の御提案も参考に他府県の状況などを踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

今後とも、地域住民の皆様や市町村、獣医師会等関係団体と協力して、災害時におけるペットとの避難が円滑に進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。

6. 110 番映像通報システムの導入について

質問要旨

昨年10月から全国の都道府県で110番通報者からの動画像を受信できるシステムの試行運用が開始し、本年4月から本格運用が予定される110番映像通報システムの導入に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。（警察本部長）

- (1) これまでの利用状況や取組で見えてきた利点、期待される効果はどうか。また、本格運用に向けた課題や対応方策はどうか。

(2) 特に、府民への周知徹底や初めてだと利用しづらいとの課題点に対しては、学校の交通安全教育での学習や、運転免許の更新・再講習での追加教育等が考えられるかどうか。

答弁

小鍛冶議員の御質問にお答えいたします。

110番映像通報システムについてでございます。

このシステムは、議員からご紹介がありましたとおり、110番通報を行った方から、その同意を得た上で、スマートフォンやタブレット端末を用いて映像や画像を送信していただくことができるシステムでございます。

音声通話だけでは詳細な状況が判明しない場合に、事件や事故の現場の状況や行方不明者の容姿等について視覚的な客観情報を得ることにより、事案の速やかな把握と、初動警察活動の一層的確な推進が可能となるほか、事情聴取に伴う110番通報者の負担が軽減されるなどの効果が期待されているところでございます。

これまでの利用状況についてですが、昨年10月から12月までの3ヶ月の間に、システム利用の実績が43件ございました。

主な通報内容につきましては、高齢者や子供の所在不明の届出等の保護・救護関係が19件と最も多く、次いで災害関係が5件、交通事故が3件となっております。

効果的な事例といたしましては、山岳遭難者から送信された周囲の風景映像から遭難場所を特定し救助することができたケースや、行方不明者の通報を受理した際に容姿画像の提供を受け、これを用いて関係警察署の関係警察官に手配を行ったところ所在が判明し、無事発見、保護に至ったケースなどがございます。

今後の課題につきましては、システムの有用性や通報時の操作方法等について、より多くの府民の皆様へ理解をいただくことが重要と考えております。

このため、府警のホームページや各種イベント等様々な機会を捉えて広報啓発を行うとともに、本年1月からは、通報時の操作手順を通報者が操作することになる実際のスマートフォン画面を使ってわかりやすく説明する動画を府警の公式YouTubeチャンネルに掲載しておりますほか、警察署や運転免許試験場等に設置のデジタルサイネージで放映を開始し、免許更新や講習受講等のために来所された府民の皆様への周知に努めているところでございます。

府警といたしましては、府民の皆様への御理解と御協力のもと、本システムを積極的に活用し、迅速、的確な初動警察活動に万全を期して参る所存であります。

7. 経年劣化した道路交通標識の改修と信号機のLED化について

質問要旨

経年劣化した道路交通標識の改修と信号機のLED化に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。
(警察本部長)

- (1) 道路交通標識について、昨年、南区及び下京区を中心に調査を実施したところ、太陽光の西日があたる箇所が多く劣化が進み、変色や退色等を視認したが、道路交通標識の維持管理はどのように行われているのか。また、経年劣化理由の分析はどうか。
- (2) 府警では、標識の劣化等の府民からの情報提供に関し、標識意見箱を運用しているが、情報のデジタル化が急速に進む中、スマートフォン等で劣化・破損状況の画像と現場地図等をより早く情報提供できるアプリを開発・活用し、標識の場所や経年劣化状況、改修整備年月等を管理するとともに、次期取換えを見据えた予算を確保すべきと考えるがどうか。また、標識のDXを進め、劣化標識の情報提供から維持管理までを一体で行うべきと考えるがどうか。
- (3) LED式の信号機は、電球式信号機と比較し、消費電力が約6分の1、耐用年数が約6～8倍と言われているが、府内におけるLED化の進捗はどうか。また、電気代等の光熱費高騰への対応の観点から、予算を確保し、さらに加速度的かつ計画的にLED化を推進すべきと考えるが、今後の目標や整備予定、これまでの効果も踏まえたコスト削減の見込みはどうか。

答弁

次に、道路標識の維持管理についてでございます。

道路標識の劣化理由といたしましては、設置場所の地理的環境、気象条件、日照状態等の要因が考えられるほか、人為的な理由で損傷する場合もございます。

このため警察では、経年数のみで一律に判断するのではなく、個別の標識毎に、劣化や損傷の程度、視認性、強度等を確認し、改修に努めているところでございます。

道路標識の維持管理の方法についてであります。標識は交通規制の根拠となる重要な交通安全施設でありますことから、府警では、標識の設置の場所、設置の年月日、改修状況等のデータを整理した交通規制情報管理システムを構築し、厳格に管理をしております。

このデータを基に、警察官が定期的に現場に足を運び標識の状態をチェックする一斉点検や、台風や大雪の後の緊急点検等を行っておりますほか、広く府民から標識に関する要望等を定型フォームで受け付ける標識ボックスを府警ホームページに開設をし、深く標識の現況把握に努めております。

そして、必要な場合には速やかな改修を行っておりまして、府内約18万1千枚の道路標識のうち、令和4年度中に更新・改修を行った実績は約6千枚に上っております。

スマートフォン等を用いて道路標識の画像情報や地図情報の提供を受け付ける新しいアプリを開発してはどうかという御意見についてでございますが、府警の標識ボックスは、スマートフォン等から画像情報を受け付けることも可能であり、また、標識の位置情報につきましては、各標識固有に識別番号を付して、管理システムにおいて把握しておりますことから、速やかな特定が可能となっております。

標識ボックスは、全国の警察のみならず国土交通省、京都府でも導入され、30年以上の運用実績によりまして、一定の認知度も有すること、一方で独自アプリの開発や維持管理には相当の追加的経費が必要となるなどの課題もありますことから、府警といたしましては、関係機関とも連携し、標識ボックスの更なる利便性の向上と有効活用を図り、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、信号機のLED化についてでございます。

令和4年12月末現在、府内の信号灯器42,204灯のうち25,759灯についてLEDへの切り替えが完了しております。

整備率に換算しますと61%でありまして、これは全国平均とほぼ同水準となっております。

LED化によるコスト削減効果についてであります。電気料金については、LED型信号と電球型信号とを区別して算出することができませんことから、金額をお示しすることは困難ですが、消費電力が6分の1程度に削減され、耐用年数も電球型が約1年であるのに対して、約6～8年と長くなりますので、一定のコスト削減効果が見込まれるところでございます。

加えまして、CO₂排出量の削減による環境負荷の低減や、視認性の向上、朝日や西日による疑似点灯がないなどの利点もあり、交通事故防止にも効果が期待されているところでございます。

当府警におきましては、令和10年度までの6カ年で残り全ての信号機をLED化する計画であり、今後とも必要な予算の確保と円滑な事業の執行に努めてまいります。